

## 第26回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成28年7月26日(火) 午後1時30分より

会議の場所 丹生川支所 2F 防災集会室

会議に附した議案題目

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 |        | 議事録署名者の指名について                             |
| 日程第 2 |        | 会期の決定について                                 |
| 日程第 3 | 報第50号  | 農地所有適格法人の報告等について                          |
| 日程第 4 | 報第51号  | 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて                    |
| 日程第 5 | 議第158号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について                   |
| 日程第 6 | 議第159号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について       |
| 日程第 7 | 議第160号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第161号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について           |
| 日程第 9 | 議第162号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について                 |
| 日程第10 | 議第163号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について                     |
| 日程第11 | 議第164号 | 農用地利用集積計画の決定について                          |
| 日程第12 | 議第165号 | 農業経営基盤の強化の促進に関する指針の見直しに意見を付する件について        |

○本日会議に出席した委員（議席順）

空野光治、丸山 斉、藤井和豊、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、本林正樹、  
下田正克、田中利博、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、野村光吉、杉本彰信、  
伊藤善明、蓑谷良孝、長瀬正隆、西畠徳明、田中正躬、車戸明良、岩村 聡、  
平田秀男、加藤 貢、田村信彦、岩本洋子、天野克宏、増田 勝、中田一彦、  
向田 誠、加藤 正、森山 護

○本日会議に欠席した委員

大森治良、小林達樹、西本壽吉、反中正志、渡邊甚一

○本日会議に出席した職員等

飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美  
畜産課長 丸山浩一  
農地相談員 松山孝平

○本日会議に欠席した職員等

林務課長 長谷川雅樹

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 橋本哲夫  
事務局次長 林 篤志  
振興主事 中田義博  
農地主事 小笠原茂  
書記 清水信行、脇坂光生、田中 裕、武川 尚、清水一徳、牧野良平、  
東野敏朗、野畑清明、松田俊彦、船坂康博、池田正人

○本日会議に欠席した事務局職員

職務代理

ただいまより第26回高山市農業委員会を開催いたします。

本日は、4番 大森委員、17番 小林委員、21番 西本委員、31番 反中委員、33番 渡邊委員 の欠席報告をいただいております。よって、現在の本出席委員は、36名中31名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

続きまして、会長より挨拶を願います。

会長

ご苦勞様でございます。暑い夏も一服かな、過ごし易い日となっておりますが、予報ではまた夏が戻ってくるようです。

この4月に新しい改正農業委員会法が施行されまして、いくつか変わってきた事を紹介して、挨拶とさせていただきます。

従前より話をしております建議と言う役割が無くなりました。市長さんとの話では、従来通り出してもらって良いよと言う事だったので新しい形の中での農地利用等に関する意見提出ということになっております。そこで今年どうするかと言う事で、一応10月に市長さん、議長さんへの面談の日程を取っております。今までの建議といった細かい部分では無く、各部会で政策の大きなテーマというものを上げて頂いて、それを提出できたらと考えております。部会長さん中心に取りまとめをお願いしたいと思っております。つきましては来年1月の冒頭に「市長と語る会」を計画しておりますので、その際に色々と言頂ければ良いかと思っております。意見提出と言う事で施策に関する大きなテーマを提案して行く事が一つです。

それから私たちも後一年の任期を残す事となっておりますが、飛騨市では4月1日に改選がございました。19名という新しい体制での改選となり会長に岐阜県では二人目の女性の会長が就かれました。神岡町の中野さんが会長になられたようです。もう一人が瑞穂市の市橋さんが女性として会長職を務めてみえまして岐阜県では二人と言う事で、こういうことが話題にならないで普通かなと思えるようになれば良いかなと思います

もうひとつが、皆様のお手元に農業委員会憲章が配布してあります。これは今までの農業委員憲章が改正されたものです。今まで委員憲章だったので我々個々の事だと思っていたのですが委員会憲章となった事となりました。皆さまの資料に綴じて農業委員会は、こういう仕事をするんだと家に帰って何度も読んで確認して頂け

れば良いと思います。

新しい体制の中で徐々に色々な事が変わりつつあり新しい法律の中で動いており、他の地区では推進委員と言う形ですすでに動いている所もあるようですが、高山では来年からという事になろうかと思えます。ここ1カ月間の出来ごと等を報告致しまして、あいさつに代えさせていただきます。

本日もよろしくお願ひ致します。

職務代理

ありがとうございました。

それでは日程に従いただいまから議事に移ります。

会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。  
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。  
議席番号 20 番 西畠 委員と、22 番 車戸 委員を指名しますのでお願いします。

議長

日程第2 会期の決定について を議題といたします。  
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第50号 農業生産法人の報告等について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小笠原  
農地主事

それでは、日程第3 報第50号 農地所有適格法人報告書の提出状況について報告いたします。

今回は53法人のうち7法人についての報告となります。

農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

1番、国府町にあります有限会社は認定農業者であり、田3.6ha、畑1.2ha、計4.8haを経営耕作しております。経営内容につきましては水稲、ハウレンソウを栽培し、農作業受託を行っております。

2番、上野町にあります農事組合法人は認定農業者であり、田2.4ha、畑0.1ha、計2.5haを経営耕作しております。経営内容につきましては水稲、トマト、その他野菜の栽培と、農作業受託を行っております。

3番、上宝町にあります株式会社は認定農業者であり、田27.9ha、畑0.3ha、計28.2haを経営耕作しております。経営内容につきましては、水稲、山椒、を栽培し、WCSの加工と農作業受託を行っております。また事業以外としてたい肥センターの作業受託を行っております。

4番、清見町にあります有限会社は認定農業者であり、田1.4ha、畑2.9ha、計4.3haを経営耕作しております。経営内容につきましては、ハウレンソウ、しいたけの栽培を行っております。

5番、清見町にあります有限会社は認定農業者であり、田1.9ha、畑0.1ha、採草地1.1ha、計3.1haを経営耕作しております。経営内容につきましては、肉用牛肥育を経営しており、肉牛165頭を飼育し、その他に水稲の栽培をしております。

6番、清見町にあります有限会社は認定農業者であり、田0.6ha、採草地1.7ha、計2.3haを経営耕作しております。経営内容につきましては、肉用牛肥育を経営しており、肉牛530頭、母牛82頭、子牛70頭を飼育し、その他に水稲の栽培をしております。

7番、清見町にあります有限会社は認定農業者であり、田1.0haを経営耕作しております。経営内容につきましては、肉用牛肥育を経営しており、肉牛180頭を飼育し、その他に水稲の栽培をしております。

以上、7件について報告いたします。

議

長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第50号 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

池田書記

今回は、許可処分の取消しを1件の報告となります。

3条で所有権移転の許可の出ている農地について、当事者より許可の取り消しが申請されたものです。今回の場所は、上宝町本郷になります。この件については、許可交付後に、諸事情により不要となったため、その許可を取り消すものです。

現地については、今回別の受人にて再申請されております。

以上 1件の報告をさせていただきます。

議長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 議第158号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

池田書記

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

今回は、10件の上程となります。

1番は、岡本町4丁目の案件です。田2筆 11.38 m<sup>2</sup>を贈与により隣地取得します。受人の耕作面積は 27,753 m<sup>2</sup>、作付けについては水稻の予定です。

2番は、山口町の案件です。田2筆 159.18 m<sup>2</sup>を隣地取得します。隣接地の造成工事に伴う水路の付替えがあり、その移動により隣地取得となります。

3・4番は、丹生川町町方の案件になります。2件で3筆 1,163 m<sup>2</sup>を公売により取得します。4月の委員会で買受適格証明を受けた受人です。作付けについては施設野菜等の予定です。

5番は、丹生川町町方の案件です。田2筆 4,248 m<sup>2</sup>を解除条件付きで貸借契約します。作付はハウスで集約的にトマトを栽培する

予定です。

6番は、丹生川町新張の案件になります。田畑7筆 6,604 m<sup>2</sup>を隣地取得します。受人の耕作面積は5,084 m<sup>2</sup>、作付けについては水稲、露地野菜の予定です。

7番は、朝日町見座の案件になります。田1筆 752 m<sup>2</sup>を贈与により隣地取得するものです。受人の耕作面積は15,595 m<sup>2</sup>、作付けについては採草地の予定です。

8番は、国府町瓜巢の案件になります。田2筆 826 m<sup>2</sup>を贈与するものです。同一家族ですので受人の耕作面積は5,786 m<sup>2</sup>、作付けについては野菜の予定です。

9番は、国府町宇津江の案件になります。宅地2筆 44.86 m<sup>2</sup>を隣地取得し、農地とするものです。受人の耕作面積は7,117 m<sup>2</sup>、作付けについては水稲の予定です。通常宅地を農地とする場合は、許可不要ですが、今回の申請地は、5条9番と実質交換となるため申請されております。隣地の境界がジグザグのためこれをまっすぐにして利用するためです。

10番は、上宝町本郷の案件になります。田畑4筆 2,880 m<sup>2</sup>を取得するものです。今回取消し申請されたところの再申請です。受人の耕作面積は1,666 m<sup>2</sup>、作付けについては水稲、露地野菜の予定です。

以上、10件、田畑25筆で合計 16,688.42 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

車戸委員 5番の関係については？下限面積以下での許可については？条件付きとは？賃貸契約により年がたてば移転してしまうか？

池田書記 関係性は親子です。下限面積以下ですが、ハウスでトマト・ホウレンソウを集約的に栽培するため、許可可能です。条件付きとは、農地利用が適正に行われない場合は、農業委員会の指示により契約を解除できます。賃貸借契約が何年たっても自動的に移転することはありません。

議長 他にご意見ございませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第6 議第159号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

今回は、8件の上程となります。

1番は、冬頭町の案件です。田1筆 234㎡について、貸駐車場に転用する申請です。

2番は、赤保木町の案件です。田3筆 1,817㎡について、木材置場に転用する申請です。まちづくり条例の確認済みです。

3番は、下之切町の案件です。畑1筆 18㎡について隣接する一般個人住宅と一体利用する申請です。

4番は、丹生川町町方の案件です。田1筆の一部 1,003㎡を資材置場に転用する申請です。既転用のため追認を求める申請です。

5番は、清見町巢野俣の案件です。田1筆 1,860㎡を嵩上げする一時転用申請です。H31.6.30までの予定です。

6・7番は、久々野町無数河の案件です。田2筆 556㎡を神社の敷地とする申請です。既転用のため追認を求める申請です。関連案件が5条8番となります。

8番は、国府町宇津江の案件です。田1筆のうち 283㎡を一般個人住宅に転用します。申請人の1人が利用の予定です。

以上、8件、田畑10筆で 計 5,671㎡についてご審議をお願いいたします。



議 長	ただいまの件についてご意見ございませんか。
田中正躬 委 員	3番の一体利用については、農振除外はいつされたか。
池田書記	平成27年の特別管理で1筆が除外されています。
議 長	他にご意見ありませんか。 (意見なし)
議 長	ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。 続きまして、日程第7 議第160号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。 事務局の説明を願います。
池田書記	当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。 本日は10件の上程です。  1番は、江名子町の案件です。畑3筆 7,143 m <sup>2</sup> について、畜舎及び関連施設に転用する申請です。 2番は、赤保木町の案件です。畑2筆 199 m <sup>2</sup> について、一体利用地と厩に資材置場にする申請です。 3番は、三福寺町の案件です。田1筆 1,373 m <sup>2</sup> について、駐車場に転用する申請です。まちづくり条例確認対象です。 4番は、山口町の案件です。造成により分筆された田1筆 5.15 m <sup>2</sup> について、水路敷きに転用する申請です。 5番は、片野町4丁目の案件です。田畑3筆 762 m <sup>2</sup> について、駐車場とする申請です。既転用のため顛末書を付して追認を求めるものです。 6番は、清見町牧ヶ洞の案件です。畑2筆 928 m <sup>2</sup> を、介護事業所に転用する申請です。まちづくり条例確認対象です。

7番は、清見町大谷の案件です。畑2筆 1,463㎡を一時転用で土砂の仮置場にする申請です。期間は3年間の予定です。まちづくり条例確認対象です。

8番は、久々野町無数河の案件です。田1筆 382㎡について神社敷地に転用する申請です。既転用のため追認を求めるものです。4条6・7番の一体利用地です。

9番は、国府町宇津江の案件です。田2筆 44.16㎡について、養護施設に転用する申請です。3条9番との交換対象です。まちづくり条例確認対象です。

10番は、国府町西門前の案件です。畑1筆 30㎡について、庭に転用する申請です

以上10件、田畑18筆、12,329.31㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第161号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

池田書記 今回は、4件の上程となります。  
変更点に下線を追加しています。

1番は、下切町の案件になります。目的変更になります。個人住宅から太陽光発電施設への変更です。

2・3番は、桐生町7丁目の案件になります。変更内容につきましては、一部を分筆して3番を分けたことで規模の縮小となりました。3番については、申請地奥に位置する変更申請者の住宅への通

路として目的の変更となりました。接道要件を満たすための道路拡幅となります。

4番は、奥飛騨温泉郷平湯の案件になります。変更申請については、目的の変更です。駐車場としての許可を受けましたが、不要となり住宅敷地として転用済みのため、目的を変更するものです。

以上4件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

下田委員 3番既設道路の所有者確認はできているか。

池田書記 個人所有が確認できています。

議長 他にご意見ありませんか。  
(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議第162号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

池田書記 今回は、1件の上程となります。

丹生川町小野の案件になります。畑1筆 370㎡について宅地として地目認定を求めるものです。申請地については、昭和43年転用され、家屋登記されていることを確認しております。

以上1件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第10 議第163号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

池田書記 今回は、2件の上程となります。

1番は、岡本町4丁目の案件になります。相続人は、被相続人と同居する農家です。被相続人の所有する田畑 2筆 740㎡を特例農地として適格証明を求めるもので、ブドウ栽培をして農地利用をしており、条件として今後も耕作を続ける意思があることを確認しております。

2番は、上岡本町5丁目の案件になります。相続人は、市内の専業農家です。被相続人の所有する田5筆 3,254㎡を特例農地として適格証明を求めるもので、ハウスでハウレンソウ栽培し農地利用をしており、条件として今後も耕作を続ける意思があることを確認しております。

以上2件、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、相続税の納税猶予に関する適格者証明については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第11 議第164号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記

本日は7件の利用権設定、1件の所有権移転合わせて8件についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1番について、認定農業者である借人は水稲、施設園芸（ほうれん草）の経営をしており、畑1筆4，486㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりほうれん草を生産するものです。

2番について、認定農業者である借人は施設園芸（トマト）の経営をしており、畑1筆1，979㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりトマトを生産するものです。

3番について、人・農地プランに位置付けられた担い手である借人は水稲、施設園芸（トマト）の経営をしており、畑2筆4，538㎡を更新6年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりトマトを生産するものです。

4番について、認定農業者である借人は露地野菜（大根、赤かぶ等）の経営をしており、畑1筆2，612㎡を更新6年の賃貸借権を設定し、大根、赤かぶ、ブロッコリーを生産するものです。

5番について、認定農業者である借人は施設園芸（ほうれん草）、露地野菜の経営をしており、畑3筆14，186㎡を新規5年の賃貸借権を設定し、あぶらえを生産するものです。

6番について、農地利用集積円滑化団体である借人は円滑化事業に伴い農地所有者より委任を受け、畑2筆11，715㎡を更新6年の賃貸借権を設定するものです。

7番について、認定農業者である借人は水稲、施設園芸（ほうれん草）の経営をしており、畑2筆11，715㎡を更新6年の賃貸借権を設定し、引き続き施設園芸によりほうれん草を生産するものです。

8番について、認定農業者である買い手は、施設園芸（ほうれん草、菌床椎茸）の経営をしており、農振農用地区域内の畑5筆45，777㎡を取得し、施設園芸によりほうれん草を生産するものです。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

（異議なし）

議

長

意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第26回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時30分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

---

西畠 徳明 委員

---

車戸 明良 委員

---